

○伊勢広域環境組合監査委員条例

平成13年 5月17日

組合条例第17号

改正 平成19年 3月30日

令和 2年 2月25日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第2条 監査委員の定数は、2人とする。

(職務)

第3条 監査委員は、法令に定めるものを除くほか、この条例の定めるところにより、その職務を行う。

(定期監査)

第4条 法第199条第4項の規定による監査（以下「定期監査」という。）は、毎年6月から翌年3月までの間に行う。

2 前項の監査を行うときは、あらかじめその日時等を監査を受けるものに通知しなければならない。

(臨時検査)

第5条 法第199条第2項及び第5項の規定による監査（以下「臨時検査」という。）を行うときは、あらかじめその日時を管理者等に通知しなければならない。ただし、監査委員において緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金等の監査)

第6条 法第199条第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめその日時を管理者に通知しなければならない。ただし、監査委員において緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

(請求又は要求による監査)

第7条 法第75条第1項、第98条第2項及び第242条第1項の規定による監査の請求又は法第199条第6項及び第7項の規定による監査の要求があったときは、監査委員は、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、その旨を請求者又は要求者に通知して延期することができる。

(賠償責任の監査)

第8条 法第243条の2の2第3項の規定により監査並びに職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたときは、監査委員は、その日から15日以内にその結果を管理者に報告しなければならない。

(決算等の審査)

第9条 法第233条第2項の規定による決算及び証書類等の審査についての意見は、審査に付された日から30日以内に管理者に提出しなければならない。

(出納検査)

第10条 法第235条の2第1項の規定による出納検査は、毎月期日を定め前月の出納について行うのを例とする。ただし、その期日が日曜日又は休日にあたる場合は、翌日とする。

(指定金融機関等の監査)

第11条 会計管理者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第168条の4第1項の規定により指定金融機関等の検査をしたときは、速やかに監査委員にその結果を報告しなければならない。

2 法第235条の2第2項の規定による監査は、監査委員において必要と認める場合に随時に行う。

3 第7条の規定は、前項の監査にこれを準用する。この場合において「第7項」とあるのは、「法第235条の2第2項」と読み替えるものとする。

(公表、告示の方法)

第12条 監査委員の行う公表及び告示は、本組合公告式の例による。

(委任規定)

第13条 この条例に定めるもののほか、職務の執行につき必要な事項は、監査委員の協議により定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日組合条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月25日組合条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。